

4 4 . 放送規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 北海道サッカー協会（以下「本協会」という。）主催大会（各種フェスティバルを含む。）における試合を利用し、営利を目的としたテレビ・ラジオ・インターネット放送及びSNS配信の実施に関し、必要な事項を定める。

(放送の手続き)

第2条 テレビ・ラジオ・インターネット放送及びSNS配信は、次に定める手続きによるものとする。

- (1) 本協会主催の試合を放送しようとする放送局又は各種団体は、別紙の放送申請書を本協会に提出するものとする。
- (2) 本協会は、申請書を受領し、適正であることを確認の上承認する。

(放送権料の支払い)

第3条 前条の承認を受けた放送局又は各種団体は、当該試合の原則1週間前までに別表に定める放送権料を本協会に支払うものとする。ただし、会長が特段の事情があると認めた場合には、別途放送権料を定めることができる。

(再放送)

第4条 試合の放送を実施した放送局又は各種団体は、最終放送日より2週間後まで当該試合の再放送を行う権利を保有する。

(試合放送の二次利用)

第5条 当該試合映像の二次利用権は本協会が保有し、その二次利用については別途協議する。ただし、放送局又は各種団体が自ら製作した映像を自らの放送番組に使用することについては制限しないが、その期間は最初の放送日より半年間とする。

(雑 則)

第6条 本協会は、第3条で支払われた放送権料の半額を当該チームが所属する地区サッカー協会へ配分するものとする。

(改 正)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2019年9月18日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1. 放送権料の設定

- (1) 放送1回（1試合）につき、下記金額を放送権料として設定する。
- (2) ニュース、スポーツニュース、サッカー専門番組における、1試合あたり3分以内の映像利用は無料とする。
- (3) チームが自らの試合をSNS配信する場合、1試合につき3分まで無料とする。その場合、本協会への申請は不要とするが、必ず対戦チームの承諾を得るものとする。

放送1回（1試合）における放送権料（消費税別）

放送メディア（放送形態）		生放送／録画／録音
テレビ	全国	30万円
	ローカル	10万円
	独立UHF	10万円
	BS・CS・CATV	10万円
インターネット		10万円
ラジオ		10万円
SNS		1万円

2. 二次利用の放送権料

- (1) 複数試合のダイジェスト放送は、放送1回につき1試合分の料金とする。
- (2) 広告・CM利用は、1クール（3ヶ月）につき1試合分の料金とする。

4 5. 主催大会取材要綱

- 1 この要綱は、公益財団法人北海道サッカー協会（以下「本協会」という。）が主催する大会（各種フェスティバルを含む。以下「大会」という。）における取材に関し、必要な事項を定める。
- 2 大会における取材については、事前に本協会に別紙の取材申請書を提出し、許可された場合に取材できるものとする。
- 3 有料取材
 - (1) テレビ・ラジオ番組制作（企画書・放送申請書等の提出が必須）

試合映像が3分を超える放送（番組制作等）の場合、放送権料が発生し、本協会放送規程に基づくものとする。
 - (2) 写真集製作
 - ア 企画書〔書名（タイトル）、仕様、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用写真の予定点数、使用写真の大きさ、販売規模、発売予定日、販売予定価格等〕を提出する。
 - イ 大会で撮影された写真中で写っている当該チーム・選手本人（相手チームの選手も含む）の同意を得た上で許可された写真の使用を認める。
 - ウ 原則として1枚につき1,000円の有料とする。
 - (3) DVD製作
 - ア 企画書〔書名（タイトル）、仕様（時間）、企画・編集・発行者連絡先、発行目的、発行予定数、使用映像の予定時間、販売規模、発売予定日、販売予定価格等〕を提出する。
 - イ 放送権料を支払い、製作枚数1枚につき100円を納入するものとする。
 - (4) その他
 - ア インターネット、モバイルの動画配信・映画製作等については、本協会とあらかじめ詳細な打ち合わせを行うものとする。
 - イ 写真販売を目的にする撮影については、別に定める主催大会写真撮影要領に基づき本協会の承認を受け、別表に定める写真撮影料を本協会へ支払うものとする。
- 4 無料取材
 - (1) テレビ・ラジオ

報道番組でかつ試合映像が3分以内の放送の場合
 - (2) 新聞、雑誌（スポーツ誌、タウン情報誌等）、インターネット配信（動画を除く。）

雑誌については事前に発行等の内容を申請すること。
- 5 取材を許可しない場合（営利目的使用の防止）
 - (1) インターネット（モバイル含む。）での動画配信のための取材
 - (2) 映画製作

- (3) チーム関係（チームの協賛社を含む。）のスカウティングを除く動画・画像の取材。
ただし、本協会の放送規程に準じ、事前に本協会に申請し承認された場合はこの限りではない。

6 その他

- (1) 取材を許可しなかった場合、スタンドにおいても画像・動画の撮影は認めない。
(2) スタンドにおける一般観衆（アマチュア）の撮影は認める。
(3) 取材する場所については、各会場毎に定められた位置で行う。
(4) 取材注意事項
ア 会場到着後、必ず大会本部責任者に名刺を渡し、本協会より承認された旨（承諾書を提示）を伝えAD（ビブス等）の貸与を受ける。
イ 会場内では、本協会または主管協会のAD（ビブス等）を必ず装着する。
ウ プレーの妨げになる場所での撮影は禁止（指定エリアでの取材）。
エ 大会関係者の指示に必ず従うこと。
オ 個人情報保護法および肖像権に関する法令を遵守し、目的範囲外での利用はしない。
カ 当該チーム・選手本人の同意を得ないで第三者に提供しない。
キ 取得した個人情報は取材者が厳正な管理を行う。
ク AD（ビブス等）は、終了後必ず本協会または主管サッカー協会に返還する。
ケ 前項が守られない場合、今後の取材を許可しない。個人情報保護法および肖像権に問題が生じた場合、法的処置を取る場合があるので留意のこと。
(5) やむを得ない理由により、事前の取材申請に間に合わなかった場合にあっては、会場責任者の判断によるものとする。

7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

この要綱は、2014年5月20日から施行する。

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

別表 写真撮影料 (消費税別)

チーム数	撮影料	チーム数	撮影料
2 ～ 5	11,000 円	51 ～ 55	58,000 円
6 ～ 10	22,000 円	56 ～ 60	62,000 円
11 ～ 15	26,000 円	61 ～ 65	66,000 円
16 ～ 20	30,000 円	66 ～ 70	70,000 円
21 ～ 25	34,000 円	71 ～ 75	74,000 円
26 ～ 30	38,000 円	76 ～ 80	78,000 円
31 ～ 35	42,000 円	81 ～ 85	82,000 円
36 ～ 40	46,000 円	86 ～ 90	86,000 円
41 ～ 45	50,000 円	91 ～ 95	90,000 円
46 ～ 50	54,000 円	96 ～ 100	94,000 円